

別紙2 企画提案書等作成要領

1 作成する企画提案書等

プロポーザルの参加者が作成する企画提案書等は以下のものとする。なお、作成にあたっては、別紙3「企画提案書等審査項目」の「評価の視点」を参考とすること。

(1) 企画提案書

次の事項を含んだ企画提案書を作成し、提出すること。

ア 評価計算書等作成に関する業務体制

イ 納期に関する考え方と工程管理の体制

ウ 総合支援等の対応の考え方とそれを実現するための実施体制、資産課税や登記等に関する知見の状況

エ 従事者の固定資産評価及び資産課税に関する研鑽の考え方

オ 本業務を行うことによる家屋評価の効率化、適正化に関する考え方

カ 個人情報保護や情報資産の適正管理に関する考え方と体制

キ 障害者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達に関する取扱要綱(平成19年3月30日第200600198966号)第2条第5号に規定する配慮措置企業又は同等(※)である場合はその状況

※「同等」とは、県外事業者で、同要綱第2条第1号から第4号に規定するいずれかの要件に該当する者をいう。

ク 仕様書で示したものの以外に、見積額の範囲内で提案したい業務があれば、その旨を記載すること。

ケ 業務準備・実施スケジュール

(2) 非木造家屋評価計算書等

別添資料1～6に示す非木造家屋を固定資産評価基準に基づいて算定し、以下の資料を作成すること。

ア 評価計算書

様式第3号「非木造家屋調査書」を使用して作成する。

イ 評価計算の根拠資料

評価計算書に記載した数値の根拠説明となる資料を添付する。様式は自由で、別添資料1～6に注釈表示することもできる。

(3) 課税、評価に関する考え方

以下2つの例題について、根拠法令及び基準等の出典並びに提案者の考え方を記載した資料を提出すること。

・例題1

農地を宅地に転用した上で取得した場合の当該土地の評価額の算定は、原則、近傍宅地の評価額の単価に当該土地の地積を乗じた価格(以下「控除前価格」という。)に、造成費相当額の控除を行うところ、近傍宅地の評価額の単価が低く、造成費相当額より控除前価格が下回る場合、不動産取得税の課税標準額をどう考えるか。

・例題2

社会福祉法人が、経営する認定こども園の隣地に駐車場の土地を取得した。この駐車場は園児の送迎用と職員用を兼ねて利用している。この土地は地方税法第73条の4第1項第4号の4に該当するか。

(4) 見積書

仕様書4の想定数量に基づいて積算し、積算内訳を明記すること。なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(5) 共同事業者の場合

共同事業者の場合は、次の資料も提出すること。

ア 共同事業者協定書（様式任意。予定案で可。）

イ 構成事業者の業務分担表（各構成事業者の役割分担が分かる資料。）

2 書式及び留意事項

(1) 企画提案書

1 (1) の企画提案書は、以下のとおり作成し、提出するものとする。

ア 用紙、ページ数等

A4判用紙（縦長横書き）で作成し、見出し、図表中の文字及びタイトル等を除き、文字の大きさは10ポイント以上を用い、表紙及び目次を除き両面印刷で、アからケまでのすべての項目を20ページ以内でまとめること。

イ 用語等

日本語で表記すること。専門用語は必要に応じて注釈を入れること。

ウ 留意事項

(ア) 家屋評価の経験、知識がない者でも理解できるよう配慮すること。

(イ) 数量等の数値を具体的に示すことができるものは、可能な限りその数値を記載すること。

(ウ) 社名の記載は正本のみとし、副本には社名、社印その他社名が特定されるような記述、表紙から全ページにわたって一切しないこと。

(エ) 仕様書の表現の転用又は「仕様書のとおり」といった表現に終始しないこと。そのような提案は評価しないことがあるので注意すること。

(2) 非木造家屋評価計算書等

1 (2) の非木造家屋評価計算書等は、A4又はA3判用紙で片面印刷とし、業務における成果品と同等のものを作成し、提出すること。

(3) 課税、評価に関する考え方

1 (3) の課税、評価に関する考え方は、A4判用紙（縦長横書き）の両面印刷で作成、提出すること。